

1年生 保護者 様

「奨学のための給付金(新入生に対する前倒し給付)」の案内

【制度概要】

府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給しています(返済の必要はありません)。

- 新入生のうち希望者に対して、奨学のための給付金の年額の1/4(4~6月分)を早期に支給します。
- 前倒し給付の申請をただけでは年額の1/4(4~6月分)しか支給されません。別途、7月に通常申請を行うことで残りの3/4(7月~翌年3月分)を受け取れます。通常申請については、後日ご案内します。
- 令和5年度・6年度ともに非課税等の世帯は、前倒し給付を申請せず通常申請のみ行った場合、12月末頃に年額分がまとめて支給されます。

【支給対象要件】

- 保護者等全員の令和5年度市・府民税の所得割額が非課税(0円)又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること
- 保護者等が大阪府内に住所を有していることなど、詳細は別紙を参照ください。

※要件に該当する保護者等におかれましては、本校事務室で申請用紙等を配付しますのでお受け取りください。

【申請に必要な書類】①は申請する方全員、②③はいずれかの書類

①申請書(通帳等の写し貼付)

※本校事務室で申請用紙等をお受け取りください。

②保護者等全員の令和5年度府民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税(0円)世帯

・令和5年度(令和4年分所得)市・府民税課税証明書の原本等

※最新令和6年度(令和5年分所得)の課税証明書ではありません。お間違いないように。

③生活保護(生業扶助)受給世帯

・生活保護受給証明書(生業扶助が記載されていること)

※令和6年4月1日現在において受給されていること

【提出期限】

令和6年6月14日(金) 期限厳守

【支給金額・申請から支給までの流れ】

別紙をご参照ください。

問い合わせ先

大阪府立野崎高等学校 事務室 田中

TEL:072-874-0911(平日 8:30~17:00)